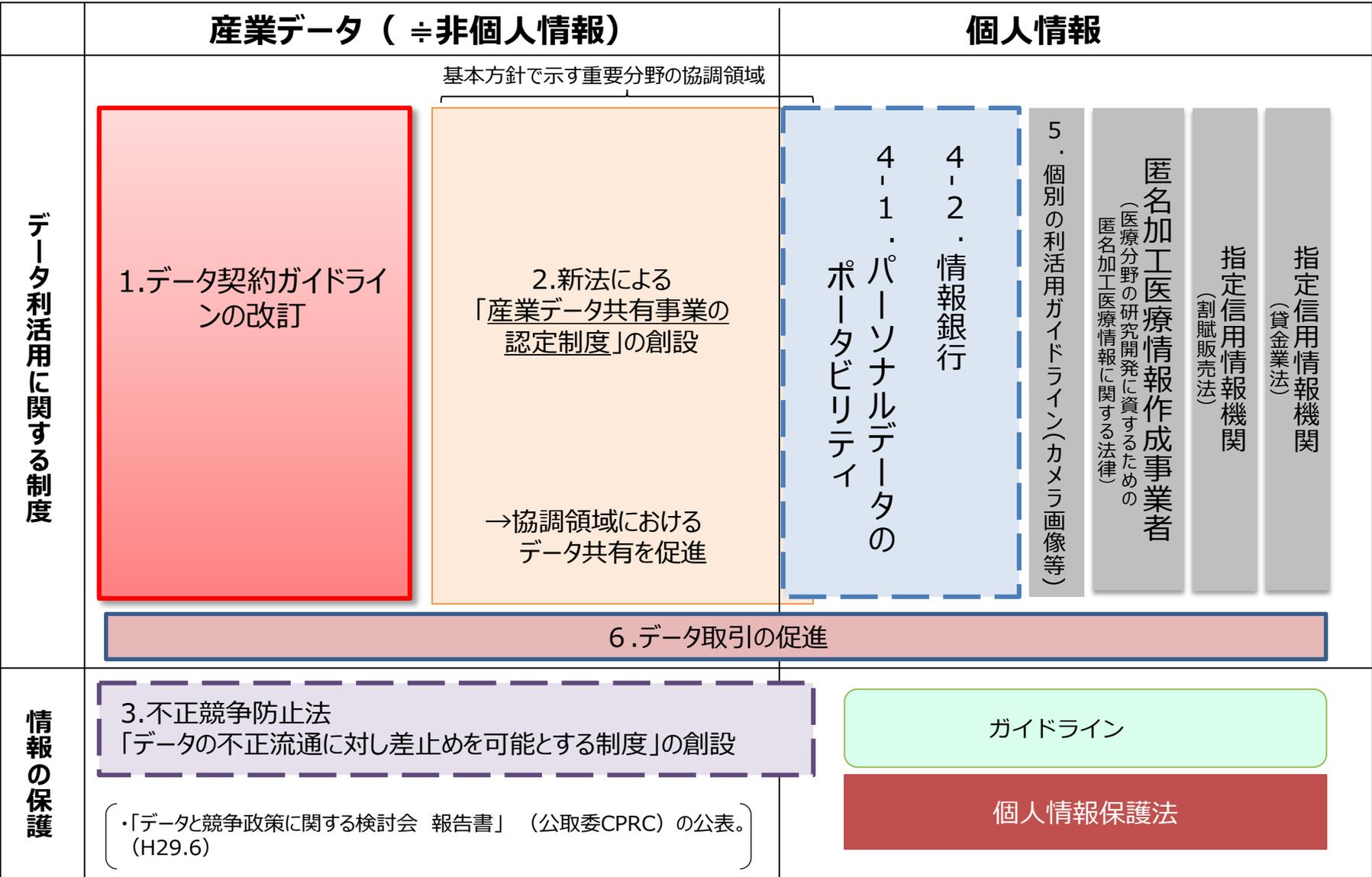


# 経済産業省におけるデータ契約ガイドライン の検討状況等について

経済産業省  
商務情報政策局

平成30年4月

# データ利活用・保護に関連する取組



# データ契約ガイドラインの改訂

# 契約ガイドラインver1.0の概要と寄せられた声

経済産業省では、昨年5月、「データの利用権限に関する契約ガイドラインver1.0」を公表。

## ●概要

- 契約・データ** あらゆる事業者間契約を想定。契約に係る取引に関連し、当事者が関与して創出されるデータ（主に産業データ）を対象。
- 利用権限** 当事者の合意に基づく利用権限であり、その具体的な内容は当事者が合意して決定。

## ●合意形成プロセスの流れ



## 契約ガイドラインver1.0に寄せられた声

### ○記述やテーマの充実

- ✓ データの対価を契約で定めることは実務上重要。契約条項例はもう少しバリエーションを用意し、詳細な条項例も紹介してほしい。
- ✓ 適用例については、取引実態の詳細な背景情報や、複数の取決めパターンなど、バランスの取れた充実した記載を望む。また、分野に応じて異なる考慮要素があることを示すとなおよい。
- ✓ 具体的なユースケースの充実が望まれる。複数当事者間のケース、海外企業との契約に関するケース等、実際のビジネスに即したケースのさらなる検討を。（業界団体）
- ✓ 機械学習関係の開発の実務に即した場合には、利用しにくい部分が見られる。（AI開発ベンダー）
- ✓ 産業機械データに関しては、ディープデータの取扱いの明確化、データ提供者に対する利益還元等の検討も期待。（業界団体）

### ○課題

- ✓ 中小企業の契約能力の問題を考慮し、利益配分やリスク負担についての条項例を記載すべき。
- ✓ 有能な法務部門を持つ大企業でないと使いこなすのは難しい。
- グローバルの観点
- ✓ 海外事業者との取引を前提とした記述も追記すればより有効。
- ガイドラインへの期待
- ✓ 今までに無いガイドラインであり、現場での活用を期待。三者間契約等今後の応用も期待。（弁護士）
- ✓ 趣旨は理解するも、現場での活用が課題。必要に応じた改訂を望む。（業界団体）

→ガイドラインver1.0の抜本改訂へ

# AI・データ契約ガイドライン検討会・作業部会の体制

親会

## AI・データ契約ガイドライン検討会

期間：H29/12～H30/3

回数：全3回実施済

進め方：①ガイドラインの改訂方針について検討  
②作業部会での検討内容を議論  
③ガイドライン案について議論、検討

運営：原則公開

事務局：NTTデータ経営研究所

### ●委員(敬称略)

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| ○渡部俊也(東大教授)   | 岡田陽介(ABEJA)     |
| ○佐藤智晶(青学大准教授) | ○齊藤友紀(PFN)      |
| 西岡靖之(法大教授)    | 藤瀬浩史(トヨタ自動車)    |
| ○岡田淳(弁護士)     | 木村守邦(日本工作機械工業会) |
| ○柿沼太一(弁護士)    | 林健一郎(JEITA)     |
| 正林真之(弁理士)     | 春山豊(日本化学工業協会)   |
| ○福岡真之介(弁護士)   | 若目田光生(経団連)      |

(○は作業部会併任)

### ●オブザーバー

業界団体(JDLA、JILS等)、東京中企投育、NEDO、各省庁等

H30年度以降継続

- ①ケースの検討内容をとりまとめ、提示  
②契約ガイドライン(骨子)案作成・提出

アウトプット

・AI・データ契約ガイドライン案  
・報告書

周知・啓蒙

- ・コネイン大臣懇分科会
- ・データ共有事業者認定制度と連携
- ・各業界団体への説明会
- ・その他

WG

## AI・契約ガイドライン作業部会

スケジュール：H29/12～H30/3 全5回実施済

テーマ：データ利活用のための契約の取決め方

AIに係る法的論点(責任/権利)、契約の考え方・取決め方

進め方：事業者が持ち込んだケースを議論(お悩み相談所式)

運営：原則非公開

ケース数：データ6、AI5

取扱い分野：自動車、産業機械、素材、物流等

- ・企業法務、契約、知財等を専門とする新進気鋭の学者・弁護士等で構成
- ・構成員の弁護士の半数を公募
- ・個別案件(詳細なお悩み事例)について議論し、法的見解を纏めて提示、ユースケース集も別途作成
- ・議論を踏まえてガイドライン作成

### ●メンバー(敬称略)

【座長】渡部俊也(東大教授)

【データ班】(◎は主査)

◎岡田弁護士、中崎弁護士、殿村弁護士、佐藤准教授、尾城弁護士、阿久津弁護士、内田弁護士

【AI班】(◎は主査)

◎福岡弁護士、齊藤弁護士、柿沼弁護士、松下弁護士、大坪弁護士、波多江弁護士、渡辺弁理士

各局原課  
各検討会

NEDO

中小企業  
投資育成、  
INCJ等

法律事務所  
特許事務所

事業者

個別案件相談  
ケース持ち込み

# スケジュール

2017.12

2018.2

2018.3

2018.4~

検討会

第1回検討会  
議題：方向性の検討

検討結果・ご意見

ご意見を  
反映

ユースケー  
ス検討

目次・  
内容検討

報告

第2回検討会  
議題：作業部会での  
検討内容について議論

検討結果・ご意見

検討会外  
での意見

ご意見を  
反映

ガイドライン内容作成

報告

ガイドライン案

第3回検討会  
議題：骨子案の検討

検討結果・ご意見

検討会外  
での意見

ご意見を  
反映

ガイドライン案  
修正

各業界団体等との調整

AI・データ契約ガイドライン  
公表

作業部会

# 作業部会における検討ユースケース一覧

作業部会では、事業者や業界団体から具体的な相談事例としてデータ関係及びAI関係それぞれについて以下のケース提供を受け、検討を行った。

| カテゴリ | 回 | ユースケース                                | ユースケースの特徴等 |          |         |                         |
|------|---|---------------------------------------|------------|----------|---------|-------------------------|
|      |   |                                       | 国際         | 契約類型     | 業態・取引類型 | その他特徴等                  |
| データ  | 1 | IoTデータ情報連携プラットフォーム                    |            | PF       | 業界内PF   | PF外利用の禁止等               |
|      | 2 | 業界横断型物流データ連携プラットフォーム                  |            | PF       | 日用品メーカー | 物流上の課題                  |
|      | 3 | リース会社におけるリース機器のデータ活用事例                | 外国人データ     | 提供・創出・PF | リース     | 三者間問題、パーソナルデータの取扱い      |
|      | 4 | 工作機械製造業者におけるデータ活用事例                   | 海外販売       | 創出・提供    | 工作機械    | パーソナルデータの取扱い            |
|      | 5 | 自動車分野におけるデータ活用事例                      | —          | 提供       | 輸送機械    | パーソナルデータの取扱い            |
|      | 5 | ブロックチェーン技術を用いた情報連携                    | —          | 提供・PF    | 金融      | 分散台帳技術（ブロックチェーン）        |
| AI   | 1 | PoC及び開発段階の学習済モデルの権利帰属に関する事例           | 海外取引       | POC・開発   | 損保      | 知的財産処理、オープンクローズ         |
|      | 2 | AI開発ベンダーにおける開発システムに対する権利等の事例          | —          | 開発       | 開発ベンダー  | 機械学習開発成果におけるノウハウとその利用範囲 |
|      | 3 | 機器製造事業者が開発するAIの責任等の事例                 | —          | 開発       | 機器製造    | 学習済モデルに係る責任分担           |
|      | 4 | 産学連携によるAI開発における権利関係                   | —          | POC・開発   | 工作機械・大学 | 産学連携、中小企業               |
|      | 4 | 学習済モデル開発に供したデータの利用権限及びリバース・エンジニアリング対応 | —          | 開発       | 開発ベンダー  | 学習データセットの利用権限、蒸留問題      |



# 作業部会で採り上げたユースケース例（AI関連）

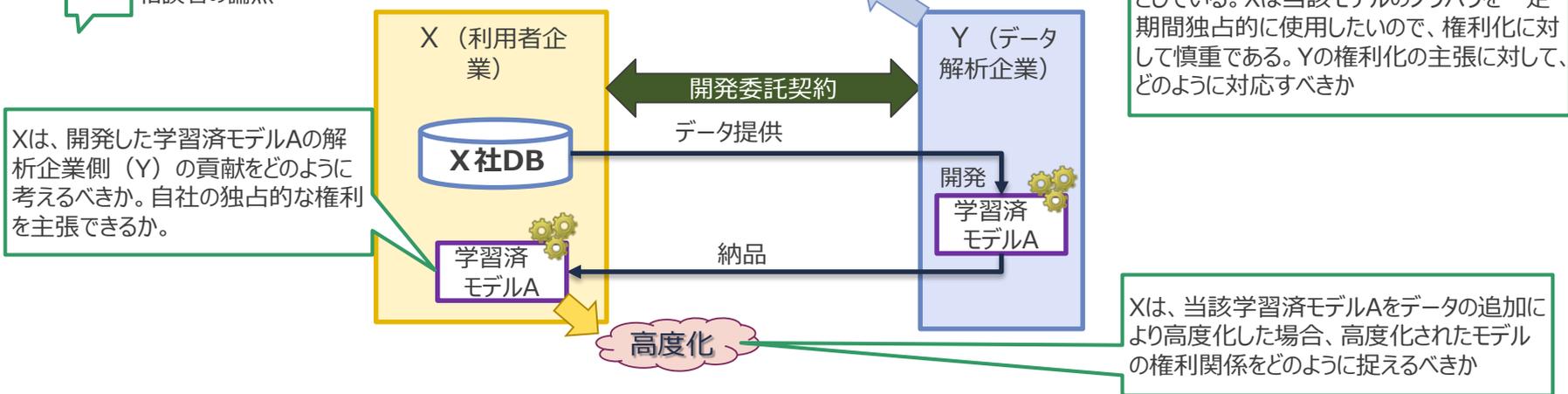
## ——PoC及び開発段階の学習済モデルの権利帰属に関する事例

相談者：損害保険会社

### 事案の概要

相談事業者

相談者の論点



- Xでは、自社が保有する各種データを機械学習等により活用するために、Y社と開発委託契約を締結し、学習済みモデル開発（学習済モデルA）の委託を行っている。なお一旦PoCとして委託し、その上で本開発に移行する。
- Xとしては、データ自体が自社保有のデータであり、学習済モデルAの開発に係る費用についても開発委託契約において負担していることから、学習済モデルAの権利についても、自社の権利と考えている。Y社は学習済モデルAの開発においては、自社のノウハウも含まれているから、Xの独占的な権利という主張に、異論を持っている。
- またXにおいては、開発した学習モデルAに対して、今後さらにデータを追加して、当該モデルの高度化も検討している。

### 作業部会におけるコメント

- 一般的には、Yに一旦プログラムなどの権利が成立して、これをXに譲渡するという構成になる。
- X-Y間のプロフィットシェアの考え方は、本開発がPoCか、本番開発などで異なる。3ヶ月～数ヶ月という短い期間で行ったPoC段階では成果物を開発者側のものとし、その後の共同開発フェーズでその権利も含めた扱いをどうするか別途検討するというやり方もある。
- 独占的な使用については、期間を限定した競業者排除条項などを設定することが有効である。

# 新契約ガイドラインの位置づけ

これまで

新ガイドライン



「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」

# データ編の概要①

## 【データ編の目的】

契約段階ではその価値がはっきりしないことが多いデータの流通や利用を対象とする契約について、各契約当事者の立場を検討、一般的に契約で定めておくべき事項を改めて類型別に整理した上で列挙するとともに、その契約条項例や条項作成時の考慮要素を提示。

## 【4つの基本的視点】

- データ流通・利活用の重要性と課題
- 契約の高度化の意義
- イノベーションの促進
- 国際協調の意義

## 【想定する読者・契約類型】

- ・全ての企業において契約に関わる者を想定、平易な表現に努めつつ、先端的、専門的な内容も掲載。
- ・契約類型として、分かりやすく、提供、創出、共用の3類型に整理。

## 【データ契約を検討するにあたっての法的な基礎知識】

- ・「データ・オーナーシップ」の意義を再考。本ガイドラインでは、データの利用権限を主張しうる債権的な地位として法的性格を整理。
- ・データ流出や不正利用を防止する各種法的手段を網羅的に紹介。

## 契約類型別にその構造・法的性質や課題、法的論点とその考え方、適切な取決め方法を網羅的に整理

|         | 「データ提供型」契約  | 「データ創出型」契約   | 「データ共用型」契約  |
|---------|---|--|---|
| 構造      | <p>(1)意義<br/>・データ提供者から他方当事者に対してデータを提供する際に、他方当事者の利用権限その他提供条件等を取り決める契約</p> <p>(2)法的性質<br/>データの譲渡、ライセンス、共同利用</p> <p>(3)主体の個性</p>   | <p>(1)対象範囲<br/>・データが新たに創出される場面において、データの創出に関与した当事者間で、データの利用権限について合意する必要がある場合の契約</p> <p>(2)課題<br/>・権限の調整ルールや利用方法が不明確<br/>・個人情報やプライバシー権に要配慮</p>   | <p>(1)意義<br/>・プラットフォームを利用したデータの共用を目的とする種類の契約</p> <p>(2)複雑化する当事者間の法律関係</p> <p>(3)データのフロー・利用の仕組みの分析<br/>データ提供／収集、データの保管・加工・分析、データの共用・活用</p>   |
| 主な法的論点等 | <ul style="list-style-type: none"><li>・派生データ等の利用権限の有無</li><li>・提供データの品質問題</li><li>・提供データに起因する損害の負担</li><li>・提供データの目的外利用</li><li>・クロス・ボーダー取引における留意点</li><li>・個人情報等を含む場合の留意点 等</li><li>・データ流通阻害原因とその対処法</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・当事者間で設定すべき利用条件</li><li>・対象データの範囲・粒度</li><li>・分析・加工および派生データの利用権限</li><li>・保証／非保証、収益分配、コスト・損失負担</li><li>・管理方法、セキュリティ等との関係</li><li>・消費者との契約の場合の留意点 等</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・主たる検討事項（データ活用の目的・方法、PF事業者選定、PF活用を促す仕組み等）</li><li>・利用規約の要否・種類</li><li>・データ利用範囲を利用規約に記載する意義</li><li>・データの種類、参加者の範囲</li><li>・誰がプラットフォーム事業者か 等</li></ul> |
|         | 適切な取決め方法  | 適切な取決め方法   | 利用規約における主要事項  |

### モデル契約書案① データ提供型契約

### モデル契約書案② データ創出型契約

### 別添 1 産業分野の事例紹介

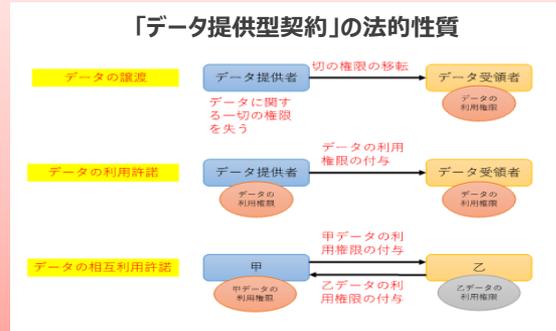
別添 2 ユースケース集（作業部会において検討した全5ケース）について構成員の法的見解と併せて完全収載）

# データ編の概要②

データ利用に係る契約類型

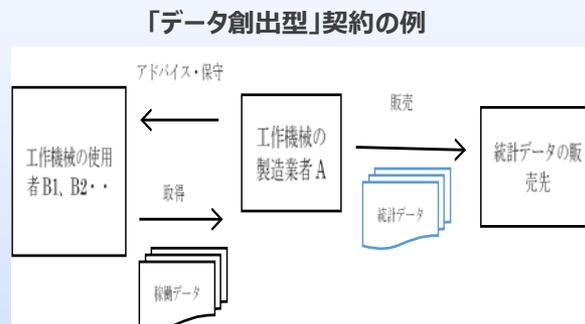
## 「データ提供型」契約（一方当事者から他方当事者へのデータ提供）

- ◆ 取引対象となるデータを一方当事者（データ提供者）のみが保持しているという事実状態が明確である場合の契約
- ◆ 利用場面としては、データの譲渡、ライセンス（利用許諾）、共同利用（相互利用許諾）など
- ◆ 「データに関する取引の推進を目的とした契約ガイドライン」（H27.10）で想定されている契約類型を対象、多数当事者が関与する場合やクロスボーダー取引などについても整理



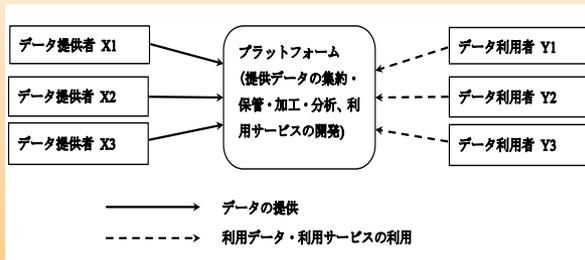
## 「データ創出型」契約（複数当事者が関与して創出されるデータの取扱い）

- ◆ 複数当事者が関与することによりデータが新たに創出される場面において、データ創出に関与した当事者間で、データの利用権限について取り決めるための契約
- ◆ データ創出に係る権限、利用方法が明確でないデータの利用関係における契約が対象
- ◆ 「データの利用権限の契約ガイドラインver1.0」（H29.5）で想定されている契約類型を対象とし、当事者間のデータ利用関係以外にも、第三者への提供といった横展開も想定する



## 「データ共用型（プラットフォーム型）」契約（プラットフォームを利用したデータの共用） 「データ共用型（プラットフォーム型）」の例（基本構造）

- ◆ 複数の事業者がデータをプラットフォームに提供し、プラットフォームが当該データを集約・保管、加工または分析し、複数の事業者がプラットフォームを通じて当該データを共用するための契約
- ◆ 業界等におけるデータの共同利用、利害関係を有する関係者、行政など公的な主体も巻き込んだ利用形態など、さまざまデータの共同利用関係が対象
- ◆ 契約ガイドラインとして新たに整理する類型であり、多数当事者間のデータ利用のための規約の在り方等がポイント



# データ編の構成・内容①

## 第1 総論

- 1 目的
- 2 データ流通・利活用の重要性と課題
- 3 契約の高度化の意義
- 4 イノベーションの促進
- 5 国際協調の意義

### 「第1 総論」の概要

- 「**1 目的**」では、「契約段階ではその価値がはっきりしないことが多いデータの流通や利用を対象とする契約について、具体的な事案に基づく専門家の議論をふまえたうえでデータ契約の各当事者の立場を検討し、一般的に契約で定めておくべき事項を改めて類型別に整理した上で列挙するとともに、その契約条項例や条項作成時の考慮要素を提供」することを、本ガイドライン（データ編）の目的としている。
  - 従前のガイドラインでは取り扱われなかった点（例：派生データの取扱い、【データ共用型（プラットフォーム型）】）
  - 従前のガイドラインに対し寄せられた意見（例：ユースケースの充実、クロス・ボーダー、個人情報）
- 「**2 データ流通・利活用の重要性と課題**」では、データ流通による価値創出のメリットと、流出・不正利用リスクの双方に目配りをすることの重要性を示し、適切な契約上・技術上の措置を採ることでリスクを最小化した上で、正しいリスクと便益の評価に基づき、合理的なデータ契約を締結することの意義を示している。
- 「**3 契約の高度化の意義**」では、各事業者自身が、契約自由の原則を活かし、本ガイドライン（データ編）を参考としつつ、データの創出に対する寄与度等を考慮し、当事者で協議して柔軟に利用権限などの具体的な内容を定めることで、取引の実状に応じて契約の高度化を図る必要性について示している。
- 「**4 イノベーションの促進**」では、従来型のイノベーションを尊重しつつも、多様な立場に配慮したデータ契約の考え方や契約条項例等を用意することにより、データ利用の促進を図り、オープンイノベーションの可能性を広げることも、本ガイドライン（データ編）の一目的としていることを示している。
- 「**5 国際協調の意義**」では、本ガイドライン（データ編）において、グローバルな場面でも通用するデータ流通と利活用に関する契約について検討を行うことの重要性を示し、国際的な新潮流（オープンデータ等）にも言及している。

# データ編の構成・内容②

## 第2 ガイドラインの対象

- 1 想定読者
- 2 契約類型と本ガイドライン（データ編）の全体構成
- 3 交渉の在り方・交渉力
- 4 AI編との関係

### 「第2 ガイドラインの対象」の概要

- ・データ利用に係る契約類型として、【データ提供型】、【データ創出型】、【データ共有型】、の3類型で検討することを示した上で、「1 想定読者」、「2 契約類型と本ガイドラインの全体構成」、「3 交渉の在り方・交渉力」、「4 AI編との関係」などについての説明を行っている。
- ・「1 想定読者」では、想定読者については、契約締結に携わる者以外に、経営層や関連システムを開発する者等、幅広く設定する旨を示す。
- ・「2 契約類型と本ガイドラインの全体構成」では、上述のように、データ編で整理した契約類型について説明するとともに、データ編の構成について示している。
  - 【データ提供型】：一方当事者から他方当事者にデータを提供する場面
  - 【データ創出型】：複数当事者が関与することで、従前存在しなかったデータが新たに創出される場面
  - 【データ共有型】：複数事業者がデータをプラットフォームに提供し、プラットフォームがデータを加工、分析等し、複数事業者がプラットフォームを通じて当該データを共有する場面このうち、【データ提供型】と【データ創出型】については、主なモデル契約条項例も示している。
- ・「3 交渉の在り方・交渉力」では、契約締結前の段階において当事者間の協議により契約を締結するにあたっての交渉の在り方・交渉力について説明しつつ、競争法上の問題意識についても言及している。
- ・「4 AI編との関係」では、データ編で示すデータ利用について、AI編におけるデータ開発・利用においても参考となる旨を示している。
  - －例）派生データの取扱いの議論は、AI開発における学習済みモデル等の検討に際しても参考となる

# データ編の構成・内容③

## 第3 データ契約を検討するにあたっての法的な基礎知識

- 1 データの法的性質
- 2 データ流出や不正利用を防止する各種手段
- 3 適正な対価／利益の分配

### 「第3 データ契約を検討するにあたっての法的な基礎知識」の概要

- 「**1 データの法的性質**」では、無体物たるデータの法的性質、とりわけ知的財産権との関係や、「データ・オーナーシップ」をめぐる議論にも言及した上で、**データに所有権その他の排他的な権利を覬念することは原則としてできないのであり、あくまで契約において債権的な観点からデータの利用権限の調整を図ることが望ましい**ことを説明している。また、データの分類（（非）構造化データ、（非）パーソナルデータ）や、データ利用における競争政策との関わりについて説明している。
- 「**2 データ流出や不正利用を防止する各種手段**」では、(1)契約による保護、(2)不正競争防止法（改正案を含む）、(3)民法上の不法行為による保護、(4)不正アクセス禁止法による保護などの法的な対応による保護のほか、(5)不正利用等を防止する技術を活用した保護などの方法について説明し、**適切な契約上・技術上の措置を採ることでリスクを最小化**することの意義を示している。
- 「**3 適正な対価／利益の分配**」では、データ契約における対価/利益の分配に影響を及ぼす考慮要素として、データの種類、データの利用権限、データの利用範囲（地理的制限を含む）、データが生み出す価値、派生データの利用権限、創出された知的財産権の権利関係、損害が発生した場合の責任分担、ライセンスフィーやロイヤリティの設定、データ創出や管理に要する費用分担がある旨を示した上で、契約自由の原則を前提としつつも、データ契約における適正な対価または利益の分配のあり方についての検討を行っている。なお、データの価値の試験的な検証方法についても言及している。

# データ編の構成・内容④

## 第4 「データ提供型」契約（一方当事者から他方当事者へのデータの提供）

- 1 構造
- 2 データ提供型契約における主な法的な論点
- 3 データ流通を阻害する原因とその対処法
- 4 適切なデータ提供型契約の取決め方法

### 「第4 「データ提供型」契約（一方当事者から他方当事者へのデータの提供）」の概要

- 取引対象となるデータを一方当事者（データ提供者）のみが保持しているという事実状態が明確である場合の契約類型を想定して、その対応について説明している。
- 「1 構造」では、(1)データ提供型契約の意義、(2)データ提供型契約の法的性質（下図参照）、(3)主体の個別性（1:1, 1:N）などの整理を行っている。
- 「2 データ提供型契約における主な法的な論点」では、(1)提供データを活用した派生データ等の利用権限の有無、(2)提供データが期待されたものではなかった場合の責任（提供データの品質）(3) 提供データを利用したこと起因して生じた損害についての負担、(4)提供データの目的外利用、(5)クロス・ボーダー取引における留意点（データ・ローライゼーション等）、(6)個人情報等を含む場合の留意点などについて、それぞれ検討し、説明している。
- 「3 データ流通を阻害する原因とその対処法」では、(1)提供データの利活用がノウハウの流出につながる懸念とその対処法、(2)データの価値算定の困難性などの、データ流通阻害要因となるものについての対処法等の説明を行っている。
- 「4 適切なデータ提供型契約の取決め方法」では、具体的に契約で定めるべき条項における内容について整理している。

### 「データ提供型」取引の法的性質

データ提供者

限の付与

乙データの利  
用権限の付与

# データ編の構成・内容⑤

## 第5 「データ創出型」契約（複数当事者が関与して創出されるデータの取扱い）

- 1 構造
- 2 データ創出型契約における主な法的論点
- 3 適切なデータ創出型契約の取決め方法

### 「第5 「データ創出型」契約（複数当事者が関与して創出されるデータの取扱い）」の概要

- 複数当事者の関与により、従前存在しなかったデータが新たに創出されるという場面において、データの創出に関与した当事者間で、データの利用権限について合意する必要がある場合の契約類型を想定して、その対応について説明している。
- 「1 構造」では、**具体的ケースを踏まえたデータ創出のパターン**を挙げた上で、データ創出型契約における課題について検討している。
  - ケース1：工作機械に設置したセンサーから取得した稼働データの事例
  - ケース2：ウェアラブル端末から取得したバイタルデータの事例
  - ケース3：施設、車両に設置した環境センサーから取得した気象データの事例
- 「2 データ創出型契約における主な法的論点」では、本類型で取り決めるべき内容について整理している。すなわち、(1)当事者間で設定すべき利用条件、(2)対象データの範囲・粒度、(3)利用目的、利用範囲の設定、(4)分析・加工および派生データの利用権限、(5)第三者利用等の制限、(6)データ内容および継続的創出の保証／非保証、(7)収益分配、(8)コスト・損失負担、(9)管理方法、セキュリティ、(10)利用期間、地域、(11) 契約終了時の扱い、(12)準拠法・裁判管轄、(13)消費者との契約の場合の留意点、(14)独占禁止法・下請法などの項目を挙げて、随所で具体的なケース毎の問題意識にも言及しつつ、説明している。
- 「3 適切なデータ創出型契約の取決め方法」では、具体的に契約で定めるべき条項における内容について整理している。

# データ編の構成・内容⑥

## 第6 「データ共用型（プラットフォーム型）」契約（プラットフォームを利用したデータの共用）

- 1 構造
- 2 プラットフォーム型における主たる検討事項
- 3 プラットフォーム型における主な法的論点
- 4 利用規約における主要事項

### 「第6 「データ共用型（プラットフォーム型）」契約（プラットフォームを利用したデータの共用）」の概要

- 企業や系列の既存の枠を超えて、プラットフォームを利用したデータの共用を目的とする種類の契約を想定して、その対応について説明している。
- 「1 構造」では、プラットフォームを利用したデータの共用を目的とする種類の契約における要素や、構造としていくつかのパターンを示した上で、当事者間の法律関係や、データのフロー・利用の仕組み等についての説明をしている。
- 「2 プラットフォーム型における主たる検討事項」では、本類型で取り決めるべき内容について整理している。すなわち、(1) データ活用の目的・方法、(2) データ提供者の数・参加者の範囲（プラットフォームの開放の程度）、(3) データ提供者とデータ利用者間の利害関係の調整、(4) 対象となる提供データの種類および範囲（競争力への影響度合い、オープン・クローズ、不要なデータを対象としない）、(5) データの利用範囲（利用者、データの範囲、利用目的）、(6) プラットフォーム事業者の選定（中立性・信頼性の確保）、(7) 利用規約の要否、(8) プラットフォームの活用を促すための仕組み、(9) プラットフォーム間の競争・国際化の視点などの項目を挙げて、説明している。
- 「3 プラットフォーム型における主な法的論点」では、(1) 利用規約の要否・種類、(2) データの利用範囲を利用規約に記載する意義、(3) データの種類、(4) 参加者の範囲、(5) 誰がプラットフォーム事業者になるか、などに関する法的な論点の検討を行っている。
- 「4 利用規約における主要事項」では、具体的に利用規約で定めるべき条項における内容について説明している。

# データ編の構成・内容⑦

## 第7 主な契約条項例

- 1 データ提供型
- 2 データ創出型

### 「第7 主な契約条項例」の概要

- 本ガイドライン(データ編) で述べた考え方などを踏まえて、「データ提供型」及び「データ創出型」の契約類型について、それぞれの契約における条項例として示した。
- 条項例では雛形となる条項のほか、各条項におけるポイントや解説を併せて示すことにより、利用者が適宜、雛形となる条項をカスタマイズできる内容としている。

## 別添 1 産業分野の事例紹介

- 1 自動走行・モビリティ・物流
- 2 製造・ものづくり
- 3 素材・バイオ
- 4 インフラ・プラント保安
- 5 スマートライフ
- 6 その他（農業等）

## 別添 2 作業部会で取り上げたユースケースの紹介

# AI編の概要①

## 【目的】

AIソフトウェアの特性を踏まえた上で、開発・利用契約を作成するにあたっての考慮要素、当事者の適切なインセンティブ形成の方法、トラブル予防方法等についての基本的考え方を提示。当事者が納得する合理的な契約を締結するための情報を示し、契約プラクティスを形成する一助とする。

## 【AI技術の解説】

- ・基本的概念（AI、AI技術、機械学習）の説明等
- ・本ガイドラインが想定するAI技術の実用化の過程 学習段階（学習用データセット生成段階、学習済みモデルの生成段階）、利用段階

### ●AI技術の特性

- ・学習・推論の結果、生成される学習済みモデルの性質・効果が契約締結時に不明瞭な場合が多いこと
- ・学習済みモデルの性質・効果が学習用データセットによって左右されること
- ・ノウハウの重要性が高いこと
- ・生成物について再利用の需要が存在すること

## 【AI開発における基本的な考え方】

AIソフトウェアの開発・利用を巡る契約の現状、契約検討に向けた視点、当事者間で問題が生じうる事項、契約内容の決定、独禁法の問題

### 学習済みモデルの開発契約におけるポイント

- ◆ **学習済みモデルの開発類型**：学習済みモデルのみ開発する類型、学習済みモデルを含んだシステムを開発する類型、学習済みモデルの開発の再受託を受ける類型
- ◆ **開発方式**：ソフトウェア開発方式（ウォータフォール型/非ウォータフォール型）、学習済みモデル開発に適した開発・契約方式
- ◆ **契約における考慮要素**：契約の法的性質、契約における交渉のポイントと留意点

### 学習済みモデルの利用契約におけるポイント

- ◆ **学習済みモデルの利用サービス類型**：ベンダが学習済みモデルを提供し、ユーザが利用するサービス、ベンダが学習用プログラムを提供し、ユーザが利用するサービス方式等
- ◆ **サービスの提供方式**：クラウドサービス型／オンプレミス型／その他
- ◆ **契約の形式**：クラウドサービス契約／ソフトウェアライセンス契約等
- ◆ **契約における考慮要素**：学習済みモデルのカスタマイズ、入力データ、再利用モデル、AI生成物

## 国際的取引の視点

- ◆ 適用法の確定・紛争解決手段の選択
- ◆ AI技術を利用したソフトウェア開発・利用で問題となりうる事項：データ作成段階（著作物を含む場合、パーソナルデータを含む場合、表明保証条項の活用）、学習済みモデルの開発段階（権利帰属、リバースエンジニアリングの禁止）、学習済みモデルの利用段階（外為法・技術輸出入規制）

**モデル契約書案と解説** 探索的段階型開発を想定したそれぞれの段階における契約（**秘密保持契約書**、**導入検証契約書**、**ソフトウェア開発契約書**）

**別添ユースケース集** 作業部会において検討した全5ケースについて構成員の法的見解と併せて完全収載

# AI編の概要②

## 【AI編における全体的なポイント】

- ① AI技術の特性のポイントを詳しく解説
- ② AI技術の特性を考慮した、「探索的段階型」の開発手法と、その開発手法に沿ったモデル契約を提示（下図）
- ③ 契約における権利関係や責任関係についての交渉のポイントと留意点を紹介し、権利関係については、利用条件をきめ細やかに設定することでユーザとベンダの利害調整を図る枠組みを提示

|     | ① アセスメント                      | ② PoC  | ③ 開発         | ④ 追加学習                                    |
|-----|-------------------------------|--|--------------|---|
| 目的  | 一定量のデータを用いて学習済みモデルの生成可能性を検証する | 学習用データセットを用いてユーザが希望する精度の学習済みモデルが生成できるかどうかを検証する | 学習済みモデルを開発する | ベンダが納品した学習済みモデルについて、追加の学習用データセットを使って学習をする |
| 成果物 | レポート等                         | レポート等  | 学習済みモデル等     | 再利用モデル等                                   |
| 契約  | 秘密保持契約書等                      | 導入検証契約書等                                       | ソフトウェア開発契約書等 |   |

## 【モデル契約の想定】

- ① 契約当事者：大企業から中小企業までの全ての企業
- ② 対象ソフトウェア：事業やオペレーションに関する一定の目的を実現するためのAI技術を利用したソフトウェア

## 【本モデル契約のポイント】

- ① 探索的段階型の開発手法に沿った契約書（秘密保持契約書、導入検証業務委託契約書、ソフトウェア開発契約書）を提示した。
- ② ユーザが提供するデータの保護と利活用を図るため、データの取扱いに関する規定を充実させた。
- ③ 成果物等の取扱いについて、利用条件をきめ細やかに設定することでユーザとベンダの利益調整を図る規定を提示した。
- ④ ベンダは成果物の完成義務や性能の保証を行わない案を提示した。

# AI編の構成・内容①

## 第1 総論

- 1 目的
- 2 問題の所在と解決方法
- 3 対象
- 4 全体構成
- 5 本ガイドライン（データ編）との関係

### 「第1 総論」の概要

- ・本章では、本ガイドラインにおけるAI編の目的、AIの開発関係をめぐる問題の所在・解決方法、AI編において対象となる読み手・開発対象などを示すほか、AI編の構成及びデータ編との関係についても示す。
- ・AI編における目的としては、「AI技術を利用したソフトウェアについて、その特性を踏まえた上で、開発・利用契約を作成するにあたっての考慮要素、当事者が適切なインセンティブを形成する方法、トラブルを予防する方法等についての基本的考え方を提示することによって、当事者の双方が納得する合理的な契約を締結するための情報を提供し、契約プラクティスを形成する一助となることで、AI技術の開発・利用を促進する」ことを目的としている。
- ・「2 問題の所在と解決方法」では、以下のケースについて、トラブルが生じやすい問題の所在として整理している。**①AI技術の特性を当事者が理解していないこと、②AI技術を利用したソフトウェアについての権利関係・責任関係等の法律関係が不明確であること、③ユーザがベンダに提供するデータに高い経済的価値や秘密性がある場合があること、④AI技術を利用したソフトウェアの開発・利用に関する契約プラクティスが確立していないこと。**これらについての問題の所在を明らかにするとともにその解決方法の方向について示している。
- ・本編では、事業者を限定せずに読み手として想定し、AI技術を利用したソフトウェアを対象している。
- ・データ編との関係では、データの提供・利用に関する法的問題や利害調整の方法については、データ編が正面から取り上げて、詳細な検討を行っている。AI編では、AI技術を利用したソフトウェアの開発との関係で発生するデータ(学習用データセット、学習済パラメータ等含む)の利用などについて、特に焦点を当てて記述している。

# AI編の構成・内容②

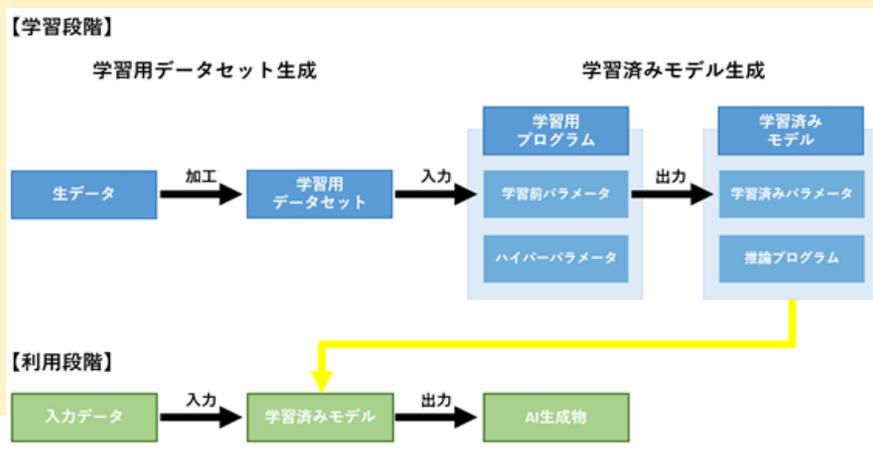
## 第2 AI技術の解説

- 1 基本的概念の説明
- 2 本ガイドライン（A I 編）が対象とする機械学習
- 3 本ガイドライン（A I 編）が想定する実用化の過程
- 4 AI 技術の特性

### 「第2 AI技術の解説論」の概要

- ・「第2 AI技術の解説」では、AIに関する基本的な概念を説明した上で、本ガイドラインが対象とする機械学習の位置づけなどを示し、AI技術を利用したソフトウェアの開発過程について整理する。その上で、AI技術に根ざしたAI技術を利用したソフトウェア開発における特徴を示している。
- ・「1 基本的概念の説明」では基本的概念（AI、AI技術、機械学習（教師あり学習、教師なし学習、ディープラーニング））などの概念を整理している。
- ・「2 本ガイドライン（A I 編）が対象とする機械学習」では、AI技術を利用したソフトウェア開発の性質や、AI編における機械学習の位置づけについて示している。
- ・「3 本ガイドライン（A I 編）が想定する実用化の過程」では、下図に示す生データから学習済みモデルの生成過程を示した上で、学習過程及び利用過程における要素、関与者について整理している。
- ・「4 AI 技術の特性」では、AI技術の特徴として、①学習済みモデルの性質等が契約締結時に不明瞭な場合が多いこと、②その性質等が学習用データセットに依存すること、③その生成に際してノウハウの重要性が高いこと、および④各種生成物について再利用の需要が存在すること、などについて整理した上で、学習済みモデルの特性を理解することの重要性についての説明を行っている。

### 生データから学習済みモデルが生成される過程



# AI編の構成・内容③

## 第3 基本的な考え方

- 1 AI技術を利用したソフトウェアの開発・利用をめぐる契約の現状
- 2 契約の検討に向けた視点
- 3 当事者間の問題が生じうる事項
- 4 契約内容の決定
- 5 独占禁止法上の問題

### 「第3 基本的な考え方」の概要

- 「第3 基本的な考え方」では、「AI技術を利用したソフトウェアの開発・利用をめぐる契約の現状」、「契約の検討に向けた視点」、「当事者間の紛争が生じうる事項」、「契約内容の決定」、「独占禁止法上の問題」など、契約成立に向けての基本的な考え方や留意点等について整理している。
- 「1 AI技術を利用したソフトウェアの開発・利用をめぐる契約の現状」では、当事者の利害が対立することが発生することや、事業上の優越関係や技術的な知識の格差等を背景一方的な契約条項が押しつけられる状況が発生しうることを示した上で、学習済みモデルの特性と法律上のルールの内容を理解することで、合理的な条項に合意することができる場合もあるとする。
- 「2 契約の検討に向けた視点」では、各契約当事者の立場や考え方の違いや、知的財産に関する整理などを行い、契約締結の前提となる状況等の説明を行っている。
- 「3 当事者間の問題が生じうる事項」では、AI技術を利用したソフトウェアの開発または利用に関して、当事者間で問題となる、または交渉が難航するケースについて、示している。
- 「4 契約内容の決定」では、権利帰属・利用条件の設定、責任の分配についてのあり方について示している。「権利帰属・利用条件の設定」では、知的財産権としての対象の有無に応じた対応、取決めに際しての考慮要素について示している。「責任分配」では、学習済みモデルの開発や学習済みモデルの利用において、発生しやすい問題点や事前の対応方策などを整理している。
- 「5 独占禁止法上の問題」では、AI技術を利用したソフトウェアに関する契約に際しての、優越的地位の濫用、排他的条件付取引や拘束条件付取引等、下請法などに観点からの留意点について整理している。

# AI編の構成・内容④

## 第4 学習済みモデルの開発契約

- 1 学習済みモデルの開発とは
- 2 開発方式
- 3 契約における考慮要素

### 「第4 学習済みモデルの開発契約」の概要

- 「第4 学習済みモデルの開発契約」では、「1 学習済みモデルの開発とは」、「2 開発方式」、「3 契約における考慮要素」、「4 具体例による解説」の説明から構成されており、AI技術を利用したソフトウェアの開発における考慮事項、ポイントなどを、AI技術の特殊性を踏まえて示している。
- 「1 学習済みモデルの開発とは」では、学習済みモデルの開発の類型を整理している（図1）
- 「2 開発方式」では、AI技術を利用したソフトウェア開発について、その特徴を踏まえて、多段階型の方式を採用することが、両当事者のリスクを軽減する観点から妥当である旨を示している（図2）。
- 「3 契約における考慮要素」では、AI技術を利用したソフトウェア開発に適した契約の法的性質、開発において取り扱うデータ・プログラム等（生データ、学習用データセット、学習用プログラム、学習済みモデル、学習済みパラメータ、推論プログラム、ノウハウ）に即した契約交渉上のポイント・留意点を示している。

図1 学習済みモデルの開発類型

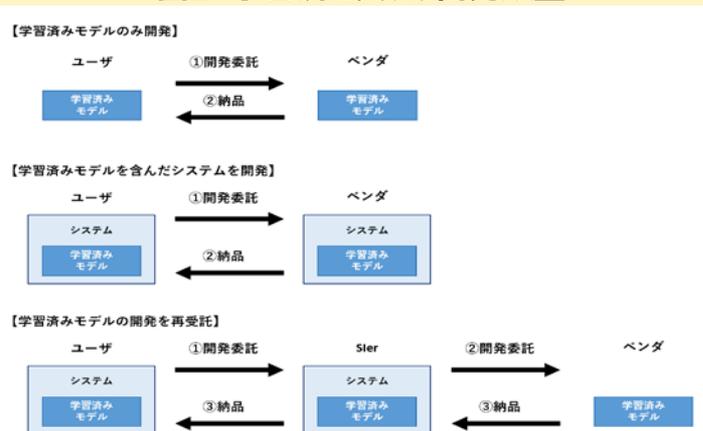
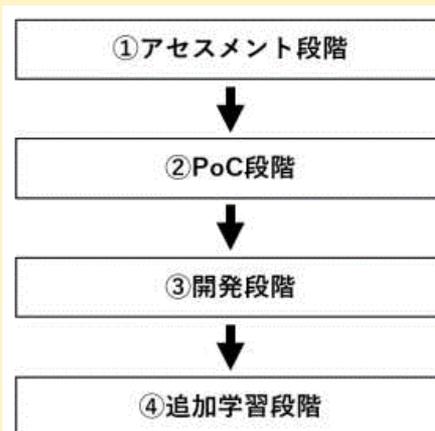


図2 学習済みモデル開発に適した開発方式



# AI編の構成・内容⑤

## 第5 AI技術の利用契約

- 1 AI技術の利用とは
- 2 学習済みモデルの利用サービス
- 3 契約における考慮要素

### 「第5 学習済みモデルのサービス利用契約」の概要

- 「第5 学習済みモデルのサービス利用契約」では、「1 AI技術の利用とは」、「2 学習済みモデルの利用サービス」、「3 契約における考慮要素」の説明から構成されており、AI技術を用いたサービスの類型や考慮事項などを示している。
- 「1 AI技術の利用とは」では、AI技術を利用したサービス利用の多様性について説明した上で、例として学習済みモデルをサービスに供する場合と、学習用プログラムをサービスに供する場合について示し、本項では学習済みモデルをサービスに供しているケースを想定して説明することとしている。
- 「2 学習済みモデルの利用サービスの概要」では、1.で整理した類型のうち、学習済みモデルのサービス利用についての概要、利用方式・利用形態、契約形式について説明している。
- 「3 契約における考慮要素」では、学習済みモデルの利用サービスの考慮要素（カスタマイズされた学習済みモデル、入力データ、再利用モデル、AI生成物、に関する権利関係、結果に対する責任範囲）などについて整理している。

# AI編の構成・内容⑥

## 第6 国際的取引の視点

- 1 一般的な留意事項
- 2 AI技術を利用したソフトウェア開発・利用で問題となりうる事項

### 「第6 国際的取引の視点」の概要

- 「第6 国際的取引の視点」では、国際契約を締結する際の一般的な留意事項のほか、AI開発、サービス利用において特に留意する点を示している。
- 一般的な留意事項については、国際契約締結に際して、準拠法の選択、適用法の調査、紛争解決手段の選択などについて示している。
- AI技術を利用したソフトウェア開発・利用については、全般的を対象とする内容（著作物を含む場合や個人情報を含む場合における各国の法制との関係などについての留意の必要性、表明保証条項の活用の有効性など）について示している。また学習済みモデルの開発について重要な要素（開発の進め方、権利関係、利用条件）、学習済みモデルの利用における留意点（責任制限規定、各種規制への対応）などについての説明を行っている。

# AI編の構成・内容⑦

## 第7 モデル契約について

- 1 位置づけ
- 2 特徴
- 3 各モデル契約の前提や留意点

### 「第7 モデル契約」の概要

- 「第7 モデル契約」では、モデル契約の位置づけ、特徴、各モデル契約の前提や留意点を示している。
- 位置づけについては、本ガイドラインで示す内容を踏まえた、AI技術を利用したソフトウェア開発のモデル契約として示すことを述べたうえで、具体的な利用の場面において、必要な修正等の対応を行う必要があることを示している
- 特徴については、本モデル契約における考え方に関する特徴を説明している。
- 各モデル契約の前提や留意点については、探索的段階型開発を想定したそれぞれの段階における契約（秘密保持契約書、導入検証契約書、ソフトウェア開発契約書などのほか、追加学習段階における契約）についての前提や留意点について整理している。

## 第8 総括

### 「第8 総括」の概要

- 「第8 総括」では、AI編の全体的な総括、今後の改定の必要性などについて示している。

別添 作業部会で取り上げたユースケースの紹介

# 第3回検討会 委員からの主な発言

## 1. 本ガイドラインの意義

- ✓ ガイドラインを活用すればAI開発の契約に係るコミュニケーション工数をかなり削減できる。(岡田陽介委員)
- ✓ 契約の高度化からイノベティブを目指すのが良い。特にAI編は世界的に見ても評価されるもの。(佐藤委員)
- ✓ データ流通やAI普及だからといってベンチャーサイドに視点が寄らないように注意は必要。(林委員)
- ✓ 視点の調整よりも正しい情報を正しくデリバリーすることが重要。(岡田陽介委員)

## 2. 両編の連携、他施策との関連

- ✓ 相互の関係がやや薄い。(正林委員)
- ✓ データ編の中でも、AI開発に繋がる部分については、AI編のここを参照されたし等とガイドがあると読みやすくなるのではないか。(岡田陽介委員)
- ✓ 既にingで動いている政府・民間施策との関係を補足してほしい。(若目田委員)

## 3. データ編について

- ✓ 提供型と創出型の境界が曖昧。創出型に引き込まれかねない。機械がネットに繋がれば更に種類の判断も難しくなる。各類型の定義が必要。(西岡委員)
- ✓ PFというネーミングに懸念。一般に想起されるものとの混乱を招く可能性。(西岡委員)
- ✓ データ共有する際に個人情報が入ってしまった場合の扱いは。ガイドラインでも示しておくべき。(岡田陽介委員)
- ✓ 生データは時間や場所と紐づいているため、タグの取り扱いは重要、ガイドラインでも配慮すべき。(西岡委員)

## 4. AI編について

- ✓ AI編ではフェーズ分け、構成について非常にわかりやすく、契約に関して妥当性の高いものになっている。(若目田委員)

## 5. 最新のAI実務もフォローを

- ✓ AIは、どのようなデータをどのような順序で、どのような組み合わせで学習させるかということまで考えられなければならない。そこまでも織り込むべき。(正林委員)
- ✓ ユーザとベンダの二者関係、PoCが終わったら受託開発という出口だけではなく、様々な開発の形態を盛り込んでもらいたい。(若目田委員)
- ✓ AIの成果物を組み込んでPaaS的に提供しているサービスもある。開発・サービス提供といったときの多様な場合分けが必要。(若目田委員)

## 6. グローバル対応

- ✓ データ編では、GDPR等の最近の動きまで含めて拾っており、良い。(林委員)
- ✓ インド、シンガポール等のデータローカライゼーションも補足してもらいグローバルな観点の充実を。(木村委員)
- ✓ そもそも個人情報がない国もあり、この点での注意喚起も必要。(正林委員)

## 7. 議論・ユースケースのアップデート

- ✓ イノベーションの過程でこれからもまだまだ事例が出てくるものと思っているが、どのように今後アップデートしていくのか。(木村委員)
- ✓ 特にAIについては、最新の議論をどのように維持するか。(若目田委員、正林委員)
- ✓ このガイドラインを使ってトライアルしてみたとき、どう解釈したら良いのかわからないことがあったらどこに相談をしたら良いのか。お悩み相談所みたいなのをつくってほしい。(春山委員)

# 今後のスケジュール、取組等

- 新ガイドライン案について、経団連等の業界団体や事業者と意見交換等を行い、本年4月末にパブコメにかけ、早ければ5月末に公表予定。
- 普及啓発や国際連携のための取組みを引き続き実施。
- 農業分野のガイドラインとも連携

## 【新ガイドラインの普及と活用に向けた今後の取組のイメージ】

### ガイドラインの普及・啓発

- 業界団体や事業者（中小企業を含む）向けに説明会を開催
- 継続的な産業界との対話等を通じた個別分野への浸透・展開
- 個別分野における契約ガイドラインの策定や活用のために積極的に働きかけ
- 海外事業者との取引を見据えた英語版の作成

### 活用事例の創出・改訂

- 実施状況の実態調査とともに、産業分野ごとに留意すべき点の整理を行い個別分野への展開を進める
- ユースケースの蓄積
- 活用指南の窓口として、データ流通促進WG等も活用
- 改良やメンテナンスのための検討会を継続も検討

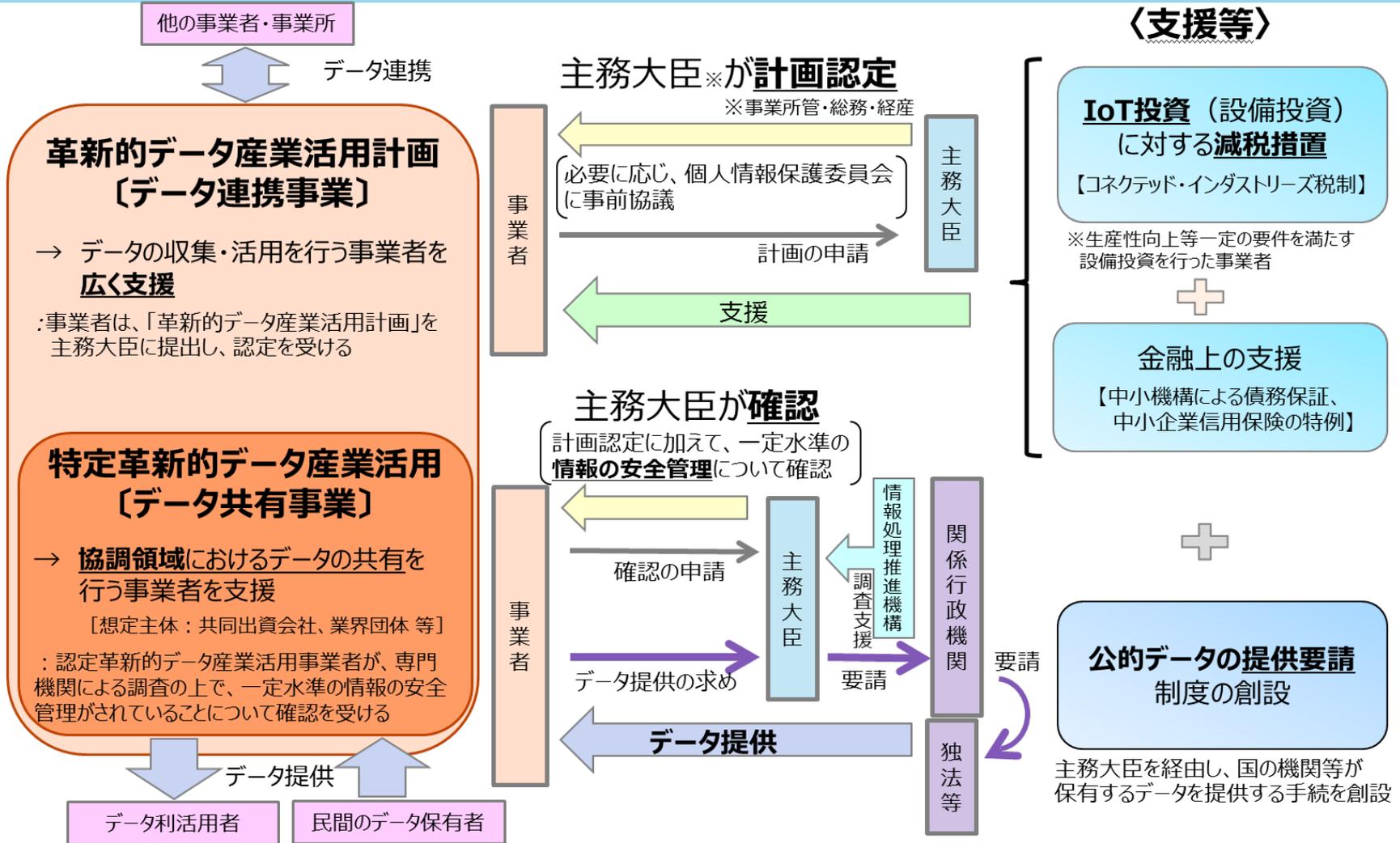
### 国内外での連携

- 展開に向けた関係省庁との連携
- 米欧等の政府機関や有識者との議論・意見交換
- 契約ガイドラインを補助金・各制度でも活用

# その他の取組（ご参考）

# (参考) データ活用の推進に向けた施策

- IoTの進展により流通量が爆発的に増えているデータについて、**産業における競争力強化や社会課題解決に向けた利活用を促進**するため、**協調領域におけるデータの収集・活用等を行う民間事業者の取組を、セキュリティ確保等を要件として主務大臣が認定し支援**。



# (参考) 一般社団法人データ流通推進協議会の設立



データ流通推進協議会

## 設立の目的

本協議会は、データ提供者が安心して、かつスムーズにデータを提供でき、またデータ利用者が欲するデータを容易に判断して収集・活用できる技術的・制度的環境を整備すること等を目的として設立。

## 主な活動

4つの委員会（運用基準検討委員会、技術基準検討委員会、利活用推進委員会、認定・監査委員会）に分けて基準の検討を開始。データ流通プラットフォーム間及び利用者・提供者との連携のための下記技術要素について検討を行い、主にガイドラインの策定や、標準仕様化を検討する。

### ■データカタログ・メタデータ・APIの標準化

- ◆ドメインの異なる様々なデータから、利用したいデータを横断的に検索できる。
- ◆さまざまな提供元からのデータを、同一の手順により低負担で取得できる。

### ■データ品質の標準化

- ◆要求にあった品質のデータを入手することができる。

## 体制図

社員総会

正会員

監事：2名 板倉先生、落合先生

理事会：15名以下

理事長：1名

・慶應 村井純教授

理事(正会員から)：

・日立製作所・エリセンス・さくらインター  
・インテージ・オムロン ネット  
・ウフル・日本データ取・大日本印刷  
・NEC 引所・富士通

外部理事(外部有識者から)：4名

・東大 柴崎亮介教授  
・東大 越塚登教授  
・慶應 中村伊知哉教授  
・慶應 村井純教授 (理事長)

事務局

事務局長：1名

各委員会

①運用基準検討委員会

②技術基準検討委員会

WG1 (カタログ、API)、WG2 (データ品質)

③利活用促進委員会

④認定・監査委員会